

市営・道営住宅の 入居者募集



市営住宅…住宅課住宅管理係（市役所3階 ☎23-3331 内線392・393）
道営住宅…目動・日本管財北海道営住宅胆振管理センター（☎0143-83-7240）

（写真：駅前団地）

入居資格

現在住宅にお困りで、次の要件を満たす方

- ①世帯全員の収入が公営住宅法に定める基準以内で、それを証明できる方
- ②住民基本台帳に登録をしている方
- ③税の滞納がない方
- ④持ち家がない方
- ⑤公営住宅や社宅に入居していない方
- ⑥暴力団構成員ではない方

申込方法 申込書の提出（申込多数時抽選）

申込書等配付期間

11月4日(火)～14日(金) 午前9時～午後5時

申込書配付場所

住宅課住宅管理係・大滝総合支所

※11月10日(月)以降は、直接受付会場へ

受付期間

11月10日(月)～14日(金) 午前9時～午後5時

受付場所

市役所3階第4会議室

抽選日時 11月19日(水)

●道営住宅 午前10時～

●市営住宅 午前10時30分～

抽選場所 カルチャーセンター

区分	団地名	間取り	入居要件	戸数
市営	にれの木団地	3LDK	一般世帯向け	3戸
		2LDK	一般世帯向け	2戸
	駅前団地	3LDK	子育て世帯向け	1戸
		1LDK	シルバーハウジング	1戸
	末永改良住宅	3DK	一般世帯向け	1戸
道営	舟岡団地	3LDK	一般世帯向け	2戸
	末永中央団地	2LDK	一般世帯向け	1戸

※子育て世帯向け

小学校入学前のお子さんがある3名以上の世帯

※シルバーハウジング

次のどれかに該当する世帯

- 60歳以上のみ、障がい者のみの世帯（単身可）
- 夫婦のどちらかが60歳以上の世帯
- 障がい者とその配偶者のみの世帯
- 障がい者と60歳以上の世帯
- 障がい者と夫婦のどちらかが60歳以上の世帯

青少年非行防止・健全育成広報

青少年指導センターだより ～地域の子どもは地域で守り育てよう～

〒 市青少年指導センター (☎23-3331 内線511)



不審者情報メール
QRコード

子どもを不審者から守ろう

全国各地で子どもが被害者になる事件が絶えません。伊達市でも今年4月から10月までに、21件の不審者事案が発生しています。その多くは声かけ事案で、声かけは誘拐、性犯罪、殺人などの重大犯罪や凶悪事件につながる可能性があり、見過ごすことのできない行為です。

特に下校中に被害に遭うことが多く、被害者の6割が小学生です。「うちの子に限って・・・」は禁物です。

家族や地域ぐるみで子どもたちの安心・安全に関心を持ち、不審者から守りましょう。



保護者の皆さんへ

大切なお子さんを守るために、次のことをお話しください。

- 複数で登下校する
- 1人で遊ばない
- 知らない人に声をかけられても近付かない
- 知らない人の車には絶対に乗らない
- 優しい言葉で誘われてもついていかない
- 「おかしい」と思ったら、その場からすぐ逃げる
- 何かあった場合は大声で助けを求め
- 不審者に会ったら親や学校の先生に話す

地域の皆さんへ

子どもたちの安全を確保するために、次のことにご協力ください。

- 地域で見かけない不審車が停まっている場合は、特徴やナンバーを把握する
- 子どもが下校する時間に合わせて庭の手入れや犬の散歩など、外にいる機会を多く作る
- 視界をさえぎる樹木や枝を刈り込み、できるだけ死角をなくす

不審者情報の配信

市では、不審者の出没情報などをパソコンや携帯電話にメールで送信しています。

【登録方法】

パソコン…市ホームページのトップページ《電子行政サービス》からお入りください。

携帯電話…上記のQRコードをご利用ください。

青少年を守るために

青少年を事故から守り、健全に育成するために、やむを得ない場合を除き、青少年だけで深夜（午後11時～午前4時）に外出することや保護者以外の方が連れ出すことが禁止されています。

また、携帯電話やスマートフォンなどの普及で、「インターネット犯罪」が発生し、青少年が巻き込まれるケースが増えています。

地域の大人の「目」や「声」で、青少年の安心・安全を守っていきましょう。